

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

東邦銀行（頭取 佐藤稔）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、以下の追加対応を行うこととしましたのでお知らせいたします。

当行では、今後もお客さまに満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

手形・小切手の最終振出期限の設定

○最終振出期限：2026年9月30日

- ・手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。期限日以降に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。
- ・また、当行の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が2026年9月30日までであることをご確認ください。

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

○受付終了日：2026年9月30日

- ・2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します（入金先の口座は、当座・普通・定期預金等の各種預金を含みます）。
- ・なお、東邦銀行の各支店を支払地とする手形・小切手等については、引き続き受付可能です。

2. 備考

- （1）当行の手形・小切手の全面的な電子化に向けたスケジュールについては別紙を参照ください。
- （2）また、当行では手形・小切手の代替サービスとして、「東邦でんさいサービス」や「法人インターネットバンキングサービス（東邦たすかる君Web）」をご用意しております。ご相談やお申込はお取引店までお問い合わせください。

3. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上

<当行の手形・小切手の全面的な電子化スケジュール>

年度		2025年度	2026年度	2027年度
当行の取組			※手形帳・小切手帳発行受付終了 ※手形・小切手の最終振出期限 ※他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い終了	※手形・小切手の取扱終了
振出の お客さま	発行	新規発行可能 (～2026年3月)	新規発行不可 (2026年4月～)	
	振出	振出可能 (～2026年9月)	振出不可 (2026年10月～)	
受取の お客さま	入金	入金可能 (～2026年9月)	入金不可(注1) (2026年10月～)	
	取立	取立可能(注2) (～2027年3月)		取立不可 (2027年4月～)

(注1) … 9月30日までに振り出された当行の各支店を支払地とする手形・小切手は継続して入金可能です。
(注2) …ただし、期日が2027年3月までに限ります。

<参考：これまでの手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応>

実施時期(予定も含む)	取組の内容
2024年8月	当座預金の新規開設停止
〃	2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止
〃	手形帳・小切手帳発行手数料の改定
2025年2月	当座預金払戻請求書の新設
2025年3月	福島県内15金融機関による手形・小切手の電子化に向けた連携の開始
2026年3月	手形帳・小切手帳の新規発行受付廃止(予定)